

○補助事業について

Q1. 防災用品購入費等補助事業とは何ですか。

A. 物価高騰の影響を受ける市民生活を支援するとともに、災害への備えを促進するため、防災用品の購入費用を補助する事業です。補助率は購入費用の 2 分の 1、補助上限額は 1 万円としています。
実施期間・補助対象者や補助対象品などについては、補助金特設サイト(市ホームページ)をご確認ください。

Q2. 補助率を2分の1、上限額を1万円、1世帯1回限りとした理由は何ですか。

A. より多くの市民の皆様が制度を活用していただくことと、限られた財源の中で公平性を確保することを考慮し、購入費用及び設置費用の 2 分の 1、上限 1 万円としました。必要な防災用品を幅広く購入していただくきっかけとなる制度を目指しています。

Q3. 補助金の対象となる期間を教えてください。

A. 令和8年(2026 年)9 月 15 日から令和8年(2026 年)12 月 15 日までに購入及び設置し申請したものととなります。ただし、予算上限となった場合、受付を終了します。

Q4. 複数の防災用品を購入した場合も対象になりますか。

A. 対象となります。対象品目であれば複数購入した場合も対象となります。ただし、補助額は購入費用・設置費用の 2 分の 1 で、1 世帯当たり上限 1 万円となります。

Q5. 申請する防災用品の金額に下限はありますか。

A. 申請金額の下限はありません。

Q6. 例えば 2 万円購入した場合はいくら補助されますか。

A. 2 万円購入した場合は購入費用及び設置費用の 2 分の 1 である 1 万円を補助します。

Q7. 3 万円購入した場合はどうなりますか。

A. 購入費用及び設置費用の 2 分の 1 は 1 万 5 千円ですが、補助額は上限の 1 万円となります。

Q8. なぜ上限を 1 万円としたのですか。

A. 市民の皆様が必要な防災用品を一定程度購入できる補助額であることに加え、多くの世帯に利用していただけるよう、事業規模や予算とのバランスを考慮して設定しました。

Q9. どれくらいの利用を見込んでいますか。

A. 予算の範囲内でできるだけ多くの世帯にご利用いただきたいと考えています。本事業を契機として、防災用品の備蓄や住宅防火対策が進むことを期待しています。

Q10. 防災用品を既に購入している人との公平性はどう考えますか。

A. 既に備えを進めていただいている方も多くいらっしゃいますが、本事業は物価高騰対策として実施するものです。これを契機に、未整備の世帯を含め、市全体の防災力を底上げすることを目的としています。

Q11. 補助額が1万円では少ないではありませんか。

A. 本事業は購入費用及び設置費用の半額を補助することで、市民の皆様の負担軽減を図るものです。限られた予算の中で、より多くの世帯に利用していただける制度設計としています。

Q12. 予算がなくなった場合はどうなりますか。

A. 申請は先着順となります。予算額に達した場合は申請期間中でも受付を終了します。市ホームページ等で申請状況をお知らせします。

Q13. なぜ現金ではなく、購入後の補助なのですか。

A. 今回の補助は、“防災”を進めるための事業であるため、防災用品を購入及び設置した方を補助することとしています。

Q14. 補助金目当ての駆け込み需要が起こるのではありませんか。

A. 市民の皆様が防災用品を備えるきっかけとなることは、本事業の目的の一つです。結果として、市全体の防災力向上につながるものと考えています。

Q15. 防犯補助に続いて防災補助を行う理由は何ですか。

A. 先般の山梨県東部・富士五湖地域を震源とする地震や熊本地震など、近年災害が頻発している中、防災対策は市民の安全・安心を守るために重要な取組です。物価高騰の影響により、防災用品の購入をためらう世帯もあることから、家計負担の軽減と防災力の向上を同時に図るため実施するものです。

Q16. 消防局が以前から進めてきた住宅用火災警報器の普及事業との違いは何ですか。

A. これまでは主に普及啓発を中心に取り組んできましたが、本事業では物価高騰の影響を踏まえ、購入費用及び設置費用を支援することで、市民の皆様が実際に備えを進めやすい環境を整えるものです。

○補助対象品について

Q17. 対象となる防災用品は何ですか。

A. 対象となる防災用品は以下のとおりとまります。

- ・感震ブレーカー
- ・家具転倒防止器具
- ・消火器
- ・住宅用火災警報器
- ・災害用トイレ
- ・ラジオ
- ・防災用品セット

地震・火災・避難生活など、災害時に必要性が高い用品を対象としています。

Q18. 補助対象品7品目について、なぜこの7品目を選んだのですか。

A. 地震、火災、停電、避難生活など、災害時に市民の生命や財産を守るために特に有効な用品であることから選定しました。自助の取組を総合的に支援することを目的としています。

Q19. 他に有効性のある防災用品はないのか。また、それを今回対象としなかった理由は何か。

A. 防災用品は多種多様であり、中には防災に限らず使用が想定されるものもあり、既に広く普及が進んでいる用品も存在します。今回選定した7品目は、災害時に有効な用品であり、補助事業を通じて特に普及の進展が期待できる品目を選定しております。

Q20. ポータブルバッテリーはなぜ対象外なのですか。

A. 本事業におきましては、本市が普及を推進したい防災用品の中から、補助事業を通じて特に普及の進展が期待できる品目を選定しております。ポータブルバッテリーにつきましては、防災用品に限らずすでに広く普及している状況にあることを認識しているため、今回の補助対象からは除外しております。

Q21. 感震ブレーカーや住宅用火災警報器まで対象にする理由は何ですか。

A. これらは住宅火災や地震による被害を軽減するために極めて有効な設備です。本市では、市民の生命・財産を守るため、自助の取組を総合的に支援する観点から対象としました。

Q22. 感震ブレーカーや住宅用火災警報器などをまとめて購入すると補助の対象になりますか。

A. 対象となります。対象品目であれば組み合わせて購入することができます。例えば、住宅用火災警報器と住宅用消火器、感震ブレーカーを同時に購入した場合も対象となります。

Q23. 他の自治体でも、防災用品への補助制度を実施していると思うが、他市との違いはあるか。

A. 防災用品への補助という観点では他市と同様だが、消火器・住宅用火災警報器といった防火に関する用品も対象としている点に違いがあると認識しております。

これらの用品は住宅火災や地震による被害を軽減するために極めて有効な設備です。本市では、市民の生命・財産を守るため、自助の取組を総合的に支援する観点から対象としました。

Q24. 市内のお店で購入する必要がありますか。

A. 購入先は限定していません。市外の店舗はもちろん、インターネットで購入したものも対象です。ただし、購入したことが確認できる領収書等が必要となります。

Q25. 設置費用も補助対象になりますか。

A. 対象品を購入しその対象品を設置することができる店舗等（工務店、電気屋、ホームセンター、便利屋等）に依頼、設置した場合は補助の対象です。

※ご自身で設置した場合や知人等に依頼し設置した場合は対象外となります。

※感震ブレーカーや家具転倒防止器具などは、資格を有する専門業者による設置が必要な場合もありますので、購入前に店舗等にご確認ください。

Q26. 設置する場所に制限はありますか。

（感震ブレーカー、家具転倒防止器具、業務用消火器、住宅用火災警報器のみ）

A. 集合住宅の共用部分、店舗、事務所などに設置する場合は補助の対象外となります。共用部分以外の箇所（お住いの部屋など）に設置する場合は問題ございません。

※店舗兼専用住宅、事務所兼専用住宅等にお住まいの場合は店舗等を含めて補助の対象となります。

※賃貸住宅の場合、トラブルの未然防止のため、所有者からの同意が必要です。

Q27. 通信販売で購入時に送料がかかる場合は、購入金額に含めて良いか。

A. 送料を含めることはできません。防災用品本体の購入金額のみが対象です。

Q28. ポイントやクーポンを利用した場合も対象になりますか。

A. 実際に支払った金額を補助対象とします。ポイントや商品券などで支払った部分は対象外となります。なお、これらの使用の有無は領収書又はレシート等の添付書類により確認します。コンビニ等で購入したプリペイドカードをチャージして支払う場合でも、領収書の記載が「ポイント、クーポン、ギフト券、商品券等」に該当する場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

ただし、「桑都ペイ」は「ポイント」と表示されますが、現金と同様の取り扱いとし、補助対象経費となります。

Q29. クレジットカードやQRコード決済での支払いは対象になりますか。

A. クレジットカード、電子マネー、QRコード決済においても対象ですが、領収書が必要になるため、購入前に店舗等に領収書の発行についてご確認の上、ご利用ください。

Q30. フリマサイトや中古品も対象になりますか。

A. 品質や安全性を確保するため、個人間取引やフリーマーケットサイト等で購入したものは対象外とします。

○申請について

Q31. 申請には何が必要ですか。

A. 申請には領収書、本人確認書類、振込口座が確認できる書類などが必要です。

詳細については、補助金特設サイト(市ホームページ)をご確認ください。

※代理申請を行う場合は、申請フォーム・紙での申請問わず、委任状が必要となります。

(任意の様式でも可能ですが、市 HP に参考様式を掲載しております)

Q32. 本人確認書類として使用できる書類はどんなものがありますか。

A. 購入者および申請者の最新の「住所、氏名、生年月日」が記載されているマイナンバーカード、運転免許証、保険証等を添付してください。

※マイナンバーカードについては、顔写真や券面事項が記載された表面のみを添付してください。個人番号が記載されている裏面は添付しないでください。

※保険証については、記号、被保険者番号、保険者番号をマスキング処理したものを添付してください。

Q33. 世帯主でなくても申請できますか。

A. 世帯主の方でなくても申請可能ですが、レシート等に記載されている氏名と申請者は同一の方である必要があります。

Q34. 法人、団体や自治会でも申請可能か。

A. 本補助金制度は、市民の負担軽減と災害に備えた防災用品の準備促進などを目的としているほか、市民一人一人が防災を考えるきっかけになることも期待しているため、補助対象は「個人」に限定し、マンション管理組合などの団体・事業者からの申請は対象外としております。

Q35. 申請期間中であれば、複数回申請できますか。

A. 補助申請は、1世帯1回限りです。防災用品を複数購入予定の方は、同時に申請する必要があります。

Q36. 紙の申請書はどこでもらえるのか。

A. 各区役所地域振興課、まちづくりセンター（橋本、本庁6地区、大野南除く）、出張所、公民館（沢井を除く）、危機管理統括部、予防課に配架しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

Q37. 紙の申請書はどこに提出すればよいのか。

A. 基本的には、各区役所の地域振興課で受付を行っています。各まちづくりセンターや出張所、連絡所では、書類の書き方や説明や提出書類の確認は行えませんが、担当課（危機管理統括部）へ書類の回送はしていますので、書類一式を封筒に入れて渡してください。

Q38. 区役所やまちづくりセンター等に書類を持っていくことができないが、どうしたら良いか。

A. そのような場合は、電子申請をお勧めします。電子申請も難しく、申請書類を区役所等を持っていくことができない事業がある方は、危機管理統括部へご連絡ください。

Q39. 申請用紙を郵送してほしい。

A. 申請書の郵送対応はしておりません。なお、申請書は、各区役所地域振興課、まちづくりセンター（橋本、本庁6地区、大野南除く）、出張所、公民館（沢井を除く）、危機管理統括部、予防課に配架しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

Q40. 二世帯住宅ですが、世帯ごとに申請できますか。

A. 住民票上、世帯が別になっている場合には、申請可能です。

Q41. マンションや賃貸住宅でも申請できますか。

A. 申請可能ですが、管理組合や所有者等の許可が必要かどうかなど事前にご確認の上、必要な手続きをなされてから申請してください。

なお、防災用品を共用部分に設置する目的の場合は対象外となります。

Q42. 申請書の記入を誤った場合はどうすればよいのか。

A. 可能な限り新しい用紙に再度記入してください。

Q43. 紙申請でゆうちょ銀行の場合は、通帳のどこを請求書の振込先口座欄に記入するのか。

- A. 通帳の見開きページ下段に支店名・口座番号の記載があります。キャッシュカードの場合は記号・番号しか記載がないので、スマホ等でゆうちょ銀行 HP 内のコード変換ページを使って、支店名・口座番号を確認してください。

Q44. 申請書・請求書の記入例が見にくい。

- A. 記入方法が不明な場合はお手数ですが、各区役所地域振興課窓口で申請してください。

Q45. 申請方法はありますか。

- A. 専用の申請フォームを用いた電子申請を基本とします。
なお、電子申請に不慣れな方は、補助金担当職員による指示を受けながら、電子申請も行えます。電子申請に必要な環境がない方は、紙面での申請を受け付けます。

Q46. 領収書またはレシートにはどのような記載が必要か。

- A. 防災用品を購入・設置したことがわかるもので、以下の①～⑤が記載されている領収書またはレシートをご提出ください。
なお、紙申請の場合は、原則原本を提出ください。
- ①領収日
 - ②購入した店舗名または工事者名
 - ③購入者名
 - ④支払金額
 - ⑤購入・設置した品目の名称・型番等

Q47. 領収書またはレシート等を紛失した場合はどうしたらよいか。

- A. 購入又は設置した店舗等で再発行をしてもらってください。領収書またはレシート等がない場合は、補助金の申請(交付)はできません。
※店舗等の都合により、領収書またはレシートが発行されない場合は、以下の①～⑤が記載されている「適格請求書」、「納品書」、「注文書」等をご提出ください。
- ①領収日
 - ②購入した店舗名または工事者名
 - ③購入者名
 - ④支払金額
 - ⑤購入・設置した品目の名称・型番等

Q48. 領収書またはレシート等では防災用品を購入したことが分からない場合はどうしたらよいか。

- A. 明細が分かる書類があればそれらの写しを添付してください。

Q49. 防災用品と一緒に他のものを購入した領収書またはレシート等は添付書類としてよいのか。

A. 添付可能ですが、なるべく防災用品のみとなるようご協力お願いいたします。

Q50. コンビニ払いの控えは領収書の代わりになるか。

A. コンビニ払いの控えは添付書類として認めませんので、支払い方法に注意してください。
ただし、以下の①～⑤が記載されている場合に限り、適正な添付書類として扱います。

- ①領収日
- ②購入した店舗名または工事業者名
- ③購入者名
- ④支払金額
- ⑤購入・設置した品目の名称・型番等

Q51. EC サイトでの領収書・レシートについては自分で印刷したものでよいのか。

A. 問題ありません。ただし、No.46 の要件を満たしている必要があります。

Q52. ネットバンキングの場合、通帳等の写しの添付方法はどうすればよいのか。

A. ネットバンキングで口座情報(金融機関名、支店名(支店番号)、口座番号、口座名義)が分かるページをスクリーンショットし、添付してください。キャッシュカードを撮影したものでも構いません。ただし、口座情報が全て整っていることを確認してください。

Q53. 委任状はどのような場合に必要となるのか。

A. 原則として、購入者が申請をしていただくものですが、何らかの理由で代理申請を行う場合には、委任状が必要となります。

委任状の詳細については、危機管理統括部または予防課にお問い合わせください。

Q54. 申請後に入力の間違ひがあることが分かりました、どのように訂正するか教えてください。

A. 決して正しい内容であっても再入力しないでください。二重申請となってしまいます。

ご相談があった後に、メール等で修正箇所を示していただくなど、個別に対応させていただきます。

Q55. 申請日時時点で市内に住所登録がありますが、今後他市に転出を考えている場合は対象となりますか。

A. 補助事業が開始する令和8年(2026年)10月15日時点で、相模原市に住民登録がある世帯の方であ

れば、今後転出等を予定されている方であっても対象となります。

なお、令和8年(2026年)10月15日時点で既に相模原市外に転出されてしまっている方は、対象とはなりません。

○補助金の支払いについて

Q56. 補助金の支払い方法は口座振込しかできないのか。

A. 口座振込のみとなります。

Q57. 補助金振込先の口座は本人名義以外の口座でも可能でしょうか。

A. 補助金の振込先口座は申請者本人名義のものに限ります。

Q58. 補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。

A. 原則、国内の金融機関等であれば対応可能です。

ネット銀行の場合は、口座情報がわかるもの(口座情報の写ったスクリーンショットの写真など)の添付が可能であれば、振込先として指定できます。

Q59. 申請してから補助金が振り込まれるまで、どのくらいの時間がかかりますか。

A. 申請が大変込み合うことが予測されますので、振込までは時間がかかることが予想されます。

おおむね、受付から指定された口座への振込まで3か月程度の期間を見込んでいますが、交付までの期間は受付状況によって異なります。

○感震ブレーカーについて

Q60. 対象となる感震ブレーカーは何か。

A. 簡易タイプ、コンセントタイプといった購入者本人により設置可能なものから、分電盤タイプといった取付工事が必要なものまで種類は様々あるが、感震ブレーカーとして販売されている商品であれば対象とします。また、設置費用は対象となるが、送料・交通費は対象外となります。

○家具転倒防止器具について

Q61. 対象となる家具転倒防止器具は何か。

A. 以下の製品を想定しております。

- ・耐震用つつぱり棒(天井と家具を突っ張って固定する棒)
- ・L字型金具・固定金具(ネジで家具背面と壁をしっかりと固定する金具)
- ・ベルト式転倒防止器具(ベルトで家具と壁を締め付けるタイプ)
- ・耐震ジェルマット(家具の脚下に敷く滑り止めシリコンマット)※条件付き(防滑効果があるもの)
- ・吊り下げ固定具(天井や壁上部から家具を吊るして固定)

なお、単なる重りや通常のラグ・カーペット(滑り止め効果が不十分)のものは対象外とします。

○消火器について

Q62. 対象となる消火器は何か。

A. 消火器として販売されているものであれば補助対象となります。可能であれば、以下の消火器の購入を検討ください。

- ・消火器(住宅用消火器、業務用消火器)、エアゾール式簡易消火具(スプレータイプ)で、国家検定合格品の表示又は日本消防検定協会の評価を受けて表示があるものをご購入ください。

※表示 消火器の場合 →  エアゾール式簡易消火具の場合 →  

※住宅用消火器とは一般家庭向けに作られ、小型で軽量、女性や高齢の方でも扱いやすい消火器です。

※業務用消火器とは共同住宅の共有部、ビル、店舗、工場など法律で設置が義務付けられる場所向けの消火器ですが、家庭に任意の備えとして置くことも可能です。

※住宅用として購入したものが対象です。店舗や事務所等に設置するものについては補助の対象外となります。

- ・初めて購入される方や製品選びに迷われる場合は、住宅用消火器をお勧めしています。比較的軽量で、一般家庭で扱いやすい製品が多く販売されています。

Q63. 消火器の廃棄処理費用は対象となりますか。

A. 対象外です。

また、市では、消火器の処分は行っておりません。

新しい消火器を購入した場合に古い消火器の引き取りを行う場合もありますので、

購入先店舗までお問い合わせいただくか、消火器リサイクル推進センター(03-5829-6773)までお問い合わせください。

※エアゾール式簡易消火具(スプレータイプ)については、相模原市のスプレー缶・カセットボンベの排出方法に従って処分してください。

○住宅用火災警報器について

Q64. 対象となる住宅用火災警報器は何か。

A. 住宅用火災警報器として販売されているものであれば補助対象となります。可能であれば、以下の住宅用火災警報器の購入を検討ください。

- ・住宅に設置する住宅用火災警報器で、国家検定合格品の表示があるものをご購入ください。

※表示→



- ・相模原市では寝室、寝室がある階の階段上部と台所に設置が義務化されています。寝室や階段には煙式の設置が必要となり、台所は設置場所に応じて熱式が適している場合があります。

○防災用品セットについて

Q65. 対象となる防災用品セットは何か。

A. 防災用品セットまたは防災用品セットとそれを入れる防災リュック、防災バッグや防災キャリアを併せて購入した場合は対象としますが、防災リュック、防災バッグや防災キャリア単独での購入(リュック等の中身なし)やリュック等の中身がセットになっていないもの(例えば、ブランケットのみ・水のみなど)は対象外とします。

Q66. 防災用品セットの対象となる用品は何か。

A. 複数の防災用品が1つのセットとして販売されているものとなります。

セットされている用品の例は以下のとおりとなりますが、例にないものが含まれていない場合でも、防災用品セットなどの名称で販売されているものは対象となります。

携帯ラジオ・懐中電灯	: 情報収集と照明のための携帯機器(予備電池含む)。
簡易トイレ・衛生用品	: トイレが使えなくなった際の簡易便器や衛生関連品。
防災ヘルメット・防災頭巾	: 落下物から頭部を守るための保護具。
毛布・防寒具	: 避難生活時の寒さ対策。
救急セット	: 応急手当のための医療用品。
携帯充電器・バッテリー	: 携帯電話等の通信機器の充電用。
緊急連絡カードや家族安否確認ツール	: 迅速な連絡・安否確認用のツール。
ロープ、ガムテープ、ナイフなどの多機能ツール	: 脱出や応急処置に役立つ道具。
非常食・飲料水	: 長期間保存可能な食品や飲み水。

これらの防災用品が単一の防災用品だけでなく、複数の用品がセットとなっているものを対象とします。
なお、対象用品を購入した際、添付書類がレシートの場合に「防災用品セット」などと記載されている場合は対象としますが、レシートに「飲料水」「懐中電灯」「電池」のように個別に品目が掲載されている場合、「防災用品セット」として購入したか否か判断がつかないため、対象外とします。

○ラジオについて

Q67. 対象となるラジオは何か。

A. 電池やバッテリーで作動する防災ラジオ(ポータブルラジオ、携帯ラジオなど)を想定していますが、いわゆる CD ラジオカセットレコーダー(CD ラジカセ)といった電源への接続がないと聞けないラジオであってもラジオの電波を受信する機能を備えているものは対象となります。

FM ラジオのみ、AM ラジオのみの場合も対象となります。

なお、スマートフォンのようなラジオ電波を受信する機能が無いものは対象外とします。